

## 盛岡市入札等監視委員会の運営に関する事務処理要領

(平成 22 年 4 月 1 日市長決裁)

(平成 22 年 4 月 1 日上下水道事業管理者決裁)

(改正 平成 24 年 6 月 15 日決裁)

(改正 平成 25 年 3 月 25 日決裁)

(改正 令和 8 年 4 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、盛岡市入札等監視委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 11 条の定めるところにより、盛岡市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(対象建設工事)

第 2 条 設置要綱第 2 条第 1 号に定める「市発注工事」とは、市営建設工事又は上下水道局建設工事で当初設計金額が 200 万円以上のものとする。

(定例会議への報告)

第 3 条 設置要綱第 2 条第 1 号に定める運用状況等については、同第 4 条第 3 項に定める定例会議において、次に掲げる資料により、これを報告する。

- (1) 定例会議の開催月前々月以前半期において契約（仮契約を除く。）した市発注工事に関する資料として、発注工事総括表（様式 1）及び発注方式別工事一覧表（様式 2）
- (2) 定例会議の開催月前々月以前半期において契約変更（契約金額の増減が伴うものに限る。）した市発注工事に関する資料として、契約変更工事一覧表（様式 3）
- (3) 定例会議の開催月前々月以前半期において行った苦情処理に関する資料として、苦情処理一覧表（様式 4）
- (4) 定例会議の開催月前々月以前半期において行った指名停止に関する資料として、指名停止措置一覧表（様式 5）
- (5) 定例会議の開催月前々月以前半期において対応した談合情報に関する資料として、談合情報対応状況表（様式 6）

(定例会議における対象工事の抽出)

第 4 条 設置要綱第 2 条第 2 号に定める市発注工事の抽出は、前条第 1 項第 1 号に定める発注方式別工事一覧表及び同項第 2 号に定める契約変更工事一覧表の中から、委員会が無作為に行う。

- 2 前項に定める抽出は、定例会議開催の概ね 3 週間前までに行う。
- 3 抽出する件数は、合計で 6 件程度とする。
- 4 設置要綱第 5 条第 1 項に定める抽出を行った場合、抽出委員は定例会議において、抽出事案一覧表（様式 7）により抽出結果を報告する。

(抽出事案の説明)

第 5 条 前条第 1 項に定める抽出事案の説明は、抽出事案説明書（様式 8）及び抽出事案に関する附属資料により行う。

- 2 前条に定める説明は、財政部契約検査課長が行い、工事概要等については必要に応じ当該工事の施工担当課長が行う。
- 3 第 1 項に定める抽出事案に関する附属資料は、次に掲げるものとする。ただし、発注方式等により該当する資料がない場合は、この限りでない。

- (1) 工事説明書類
  - (2) 参加資格及び指名審査等関係資料
  - (3) 入札調書等の入札関係書類
  - (4) その他、委員会が別に求める資料
- (再苦情申立に係る審議)

第6条 設置要綱第2条第4号に定める審議について、市は、同第4条第4項に定める会議において、盛岡市発注工事に関する苦情処理要領（以下「市苦情処理要領」という。）第8条に定める再苦情申立書及び同要領第9条の当該申立に係る市の対応案により、これを説明する。

- 2 前項に定める説明は、財政部契約検査課長がそれぞれ行う。  
(意見の反映)

第7条 市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、設置要綱第6条第1項の規定により、委員会から意見の具申を受けたときは、これを踏まえ、不適正な点又は改善すべき点があると認める場合は、所要の措置を講じる。

- 2 市長等は、設置要綱第7条第2項の規定により、委員会から報告を受けたときは、市苦情処理要領第10条の定めるところにより処理する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市入札等監視委員会の運営に関する事務処理要領(平成20年5月21日市長・水道事業管理者決裁)は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成24年6月15日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。



注) 当初設計額が 130 万円以上 (税を含む。) の工事である。

様式 3

### 契約変更工事一覧表

(期間: 年度 月 ~ 月)

(単位: 円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限価格	契約金額(当初)	落札率	参加者数	契約金額(変更後)	変更回数	発注課

注) 1 当初設計額が 130 万円以上 (税を含む。) の工事である。

2 契約金額の増減が伴うものに限る。

3 様式 2 に記載した工事を除く。

様式 4

### 苦情処理一覧表

(期間: 年度 月 ~ 月)

苦情申立対象工事名	苦情申立者の住所及び氏名	苦情申立ての内容、理由等	苦情申立に対する処理状況

注) 当初設計額が 130 万円以上 (税を含む。) の工事であって、盛岡市発注工事に関する苦情処理要領第 5 条による一次苦情の申立に対する回答を行ったものに限る。

様式 5

### 指名停止措置一覧表

(期間: 年度 月 ~ 月)

No.	資格者名	資格区分	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間

注) 該当事項の欄には、盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に定める別表 1 から別表 3 までに掲げる要件のうち、該当するものを記入する。

様式6

談合情報対応状況表

(期間： 年度 月 ～ 月)

情報を受けた日時 工事の名称	事情聴取（調査）の有無、 概要及び結果	事情聴取（調査）後の対応状況、 公正取引委員会通報の有無等

注) 談合情報報告書を添付する。

様式7

抽出事案一覧表

(期間： 年度 月 ～ 月)

一般競争入札

(単位：円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限 価格	契約金額 (当初)	落札率	参加 者数	契約金額 (変更後)	変更 回数	発注課

一般競争入札（総合評価落札方式）

(単位：円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限 価格	契約金額 (当初)	落札率	参加 者数	契約金額 (変更後)	変更 回数	発注課

指名競争入札

(単位：円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限 価格	契約金額 (当初)	落札率	参加 者数	契約金額 (変更後)	変更 回数	発注課

随意契約

(単位：円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限 価格	契約金額 (当初)	落札率	参加 者数	契約金額 (変更後)	変更 回数	発注課

契約変更

(単位：円、%)

No.	工事名	工事種別	受注者	予定価格	最低制限 価格	契約金額 (当初)	落札率	参加 者数	契約金額 (変更後)	変更 回数	発注課

注) 「No.」の欄には、様式2及び様式3の通番号 (No.) を転記する。

様式8（その1）

抽出事案説明書

発注方式	一般競争入札、一般競争入札（総合評価落札方式）
発注課	
工事名	
工事種別	
工事概要	
入札参加資格の設定内容	
上記資格を設定した経緯・理由（設定の考え方）	
入札参加者数	
落札候補者の資格認定	
失格者が出た場合の理由及び対応	
入札状況等の契約までの経過	
契約変更の実施理由	

様式8（その2）

抽出事案説明書

発注方式	指名競争入札		
発注課			
工事名			
工事種別			
工事概要			
指名業者の選定理由			
指名業者数		入札参加者数	
落札候補者の資格認定			
失格者が出た場合の理由及び対応			
入札状況等の契約までの経過			
契約変更の実施理由			

様式8 (その3)

### 抽出事案説明書

発注方式	随意契約
発注課	
工事名	
工事種別	
工事概要	
選定した相手方	
上記業者を選定した経緯・理由 (随意契約の理由)	
見積状況等の契約までの経過	
契約変更の実施理由	